吉田町新婚生活応援補助金チェックリスト　◎申請書提出期限：令和５年３月３１日

以下の確認事項の全てに該当していることが補助金の交付の条件となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要件区分 | 確認事項 | 確認欄 |
| １　新婚世帯 | 1. 令和４年１月１日から令和５年３月３１日までの間に婚姻している夫婦（婚姻届を提出し、受理されていること。）
 |  |
| 1. ⑴に該当し、令和４年１月１日から令和５年３月３１日までの間に婚姻に伴い、新たに町内に住宅を購入又は賃借していること。
 |  |
| ２　補助対象者 | 1. 住所が当該住宅の住所となっていること。
 |  |
| 1. 婚姻時において、夫婦の双方が３９歳以下であること。
 |  |
| ⑶　令和３年分の所得（夫婦の合計所得金額）が４００万円未満であること。　※婚姻に伴い離職し申請時に無職である場合は、その者は「所得なし」として夫婦の合計所得金額を算出 |  |
| ⑷　他の公的制度による補助を受けていないこと。 |  |
| ⑸　過去にこの制度による補助を受けていないこと。 |  |
| ⑹　夫婦のいずれも、町の税金及び料金等を滞納していないこと。 |  |
| ⑺　結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講していること。 |  |

補助対象経費及び補助額

|  |
| --- |
| １　住居費　当該住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料　　　　　　※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、上記から当該住宅手当の額を除く。 |
| ２　引越費用　引越し費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用３　リフォーム費用　婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用 |
| ４　補助金の額　住居費と引越費用及びリフォーム費用を合算した額とし、以下の区分に応じた額とする。婚姻時において夫婦の双方が２９歳以下である世帯：上限６０万円　　　　　　　　婚姻時において夫婦の一方又は双方が３９歳以下である世帯：上限３０万円 |

申請時提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名 | 確認欄 |
| Ａ　吉田町新婚生活応援補助金交付申請書（様式第１号） |  |
| Ｂ　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 |  |
| Ｃ　全世帯員の住民票の写し |  |
| Ｄ　夫及び妻の令和３年分の所得証明書 |  |
| Ｅ　【※住宅を取得した場合】　住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し |  |
| Ｆ　【※住宅を賃借している場合】　住宅の賃貸借契約書の写し、賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し |  |
| Ｇ　【※住宅を賃借し給与所得者である場合】　住宅手当支給証明書（様式第２号） |  |
| Ｈ　【※貸与型奨学金を返済している場合】　貸与型奨学金の返済額が分かる書類 |  |
| Ｉ　【※引越し費用を申請する場合】　引越しに係る領収書の写し |  |
| Ｊ　【※リフォーム費用を申請する場合】　　　工事請負契約書又は請書及び領収書又は支払額が確認できる書類の写し |  |
| Ｋ　【※離職している場合】　離職票の写し |  |
| Ｌ　【※無職かつ無収入の場合】無職・無収入申立書兼誓約書（様式第３号） |  |
| Ｍ　結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等の受講証明書 |  |